

豊中市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、第8条に規定する実施施設（以下「実施施設」という。）において一定期間養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊中市とする。なお、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(事業の種類)

第3条 この要綱により実施する事業は、宿泊型短期入所生活援助（宿泊型ショートステイ）事業及び日帰り型短期入所生活援助（日帰り型ショートステイ）事業とする。

(事業内容)

第4条 前条に規定する事業の内容は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において必要な養育・保護を宿泊又は日帰りで行うものとする。

(対象児童)

第5条 事業の対象となる者は、本市に住所を有する児童とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合には本市に居住し、かつ、住所を有しない者を事業の対象とすることができる。

(利用の要件)

第6条 事業の利用の要件は、対象児童の保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合とする。

ア 児童の保護者の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等、身体上又は精神上的の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪等による家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、就業(出張、時間外勤務等)、学校等の公的行事への参加等による社会的な事由

(利用期間)

第7条 事業の利用期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 宿泊型短期入所生活援助（宿泊型ショートステイ）事業の利用期間は6泊7日以内とする。ただし、市長が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。
- (2) 日帰り型短期入所生活援助（日帰り型ショートステイ）事業の利用期間は1日単位とし、月に7日以内とする。時間はおおむね9時30分から20時までとする。ただし、乳児の場合はおおむね9時から18時30分までとする。

(実施施設)

第8条 実施施設は、あらかじめ市長が指定した児童養護施設、乳児院等とする。

(利用の登録)

第9条 この事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ「子育て短期支援事業（養育・保護）登録書」（様式第1号）により市長に届けなければならない。

- 2 登録の有効期間は、登録年度の年度末までとする。
- 3 登録を受けた児童の保護者は、登録期間中に第1項の申請内容に変更が生じたときは、「子育て短期支援事業（養育・保護）登録書」（様式第1号）により市長に届けなければならない。

(利用の申請)

第10条 この事業の利用を希望する保護者は、「子育て短期支援事業（養育・保護）申込書」（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 保護者は、養育・保護の事由に変更が生じた場合は、「子育て短期支援事業（養育・保護）変更承認申込書」（様式第8号）により直ちに市長に提出するものとする。
- 3 緊急の場合やむを得ない場合は口頭、又は電話による申出を行い、事後において申込書を提出することができる。

(利用の決定)

第11条 前条の規定による利用の申請を受理した場合は、速やかに対象児童等の状況について調査を行い、「子育て短期支援事業（養育・保護）申込者調書」（様式第3号）を作成し、養育・保護の適否を決定し、その旨を「子育て短期支援事業（養育・保護）決定（変更）通知書」（様式第4号）又は「子育て短期支援事業（養育・保護）却下通知書」（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

- 2 市長は、養育・保護の決定を行った場合には、「子育て短期支援事業台帳」（様式第6号）に登録し、「子育て短期支援事業（養育・保護）委託書」（様式第7号）に申込者調書の写しを添付して実施施設に通知するものとする。

3 保護者から養育・保護の期間等について変更の申出があった場合は、市長はその適否を決定し、様式第4号又は様式第5号により保護者に通知し、様式第7号により実施施設に通知するものとする。

(利用の解除)

第12条 保護者は、養育・保護の事由が消滅したときは、直ちに市長に申出るものとする。

2 市長は、養育・保護の事由が消滅した場合には、直ちに解除の決定をし、「子育て短期支援事業（養育・保護）解除通知書（様式第9号）」により、保護者及び実施施設に通知するものとする。

(利用の制限)

第13条 当該児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は事業の利用を制限することがある。

- (1) 医療機関で医療を受ける必要があると認めるとき。
- (2) その他市長が事業の利用を不相当と認めるとき。

(他の施設との関係)

第14条 市長は、この事業の実施にあたっては、ファミリー・サポート・センター事業との連携等、他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、大阪府子ども家庭センター、母子父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関等と十分な連携をとるものとする。

2 市長は、養育・保護申込時及び入所利用中において、養育・保護が長期にわたる可能性がある場合、保護者がいない場合等、法的措置が必要であると思われるときは、速やかに大阪府子ども家庭センターに通告するものとする。

(費用)

第15条 市長は、この事業に要した経費のうち、別表に定める基準により市が負担するものについて、実施施設からの「子育て短期支援事業委託費請求書」（様式第10号）に基づき支弁するものとする。

2 保護者は、この事業を実施するために必要な経費、又はその委託に要する経費の一部を別表に定める基準により負担するものとし、当該児童等の養育・保護が終了する日までに実施施設に対して支払わなければならない。

(実施施設の届出及び委託契約)

第16条 この事業を実施しようとする施設は、毎年度事業開始前に「子育て短期支援事業実施施設届出書」（様式第11号）により届け出るものとする。

2 市長は、この届出書が適当であると認めた場合は、実施施設に対して委託契約を締結するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。